

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく

一般事業主行動計画

社会福祉法人 綾部市社会福祉協議会

女性職員が職業生活において、より一層活躍できる職場環境の整備を行うために、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

2 目標及び取組内容

目標1 管理職に占める女性職員の割合を50%以上維持する

(取組)

○優秀な女性職員について、より一層積極的に管理職に登用する

目標2 仕事と家庭の両立に向けた職場環境を整備する

(取組)

○育児・介護休業制度、育児・介護短時間勤務制度、家族の看護・介護休暇などの諸制度の周知・啓発を行う

○出生時育児休業制度を新設する

○育児短時間勤務制度の対象を3歳未満の子を養育する職員に限定していたものから、状況に応じて小学校低学年までの子を養育する職員に対象を拡大する